

SY4-5

臨床医－法医連携の取組み

仙田 昌義

総合病院国保旭中央病院 小児科

「小児科医」と「法医学者」と聞いた場合、この二つの職種がリンクするところがあるのだろうか？と、思うかもしれない。しかし、日常診療を通して考えてみれば、今後この両者は密接に関与した方がいいと考えることになるだろう。両者の仕事内容を考えてみれば自ずと答えが見えてくる。小児科医は通常、病気のお子さんを診察するだけでなく、死亡したお子さんにも立ち会うことがあり、最近はお子さんの健康から子どもの権利の代弁者まで、子どもに関わる事柄すべてに関与している。一方、法医学者は、司法解剖など死体に関する事柄がメインな仕事と思われがちだが、それだけでなく法律に関する事柄や、臨床法医学といった生体に関する診察も含まれており、人々の権利を守り、社会の安全と福祉に寄与することを目的としている。上記からこの両者の共通点は、「子どもの死亡原因に関する正確な検索」と「児童虐待に関する所見の評価」などが浮かび上がってくる。実際この点で「小児科医」と「法医学者」は連携が取れているのだろうか？「子どもの死亡原因に関する正確な検索」に関して両者の連携を考えてみると、現時点で不十分であると言わざるを得ない。それは、死亡ケースが発生し、司法解剖になる場合、事前に「小児科医」と「法医学者」が協議する場がなく、臨床情報がどれだけ「法医学者」に伝わったかわからない点がある。また、司法解剖が終了しても、事件性が関与している場合「法医学者」から「小児科医」へのフィードバックは得られず、今後の予防対策にいかせない点がある。この点に関しては、法律改正がなければ、司法解剖の情報を臨床に活かすことは難しいのは重々承知だが、このような議論を行っている間にも、多くの子どもたちがちゃんとした原因検索もなされずに亡くなっていく事を考えれば、このような状況を打開するのは急務と考える。そこで、千葉大学附属法医学教育研究センターは、法医学者だけでなく、小児科医も教室員として迎え入れ、臨床医の意見も取り入れる対応を試みている。また、この教室中心に「千葉県子どもの死因究明等の推進に関する研究会」を開催し、「法医学者」だけでなく千葉県内の小児科医や、法律家・マスコミも交えて、よりよきチャイルド・デス・レビューが千葉県で可能か模索している。今回、このような試みを紹介し、「小児科医」と「法医学者」の連携の在り方を提示したい。